

別紙

諮問第599号

答 申

1 審査会の結論

「指導経過記録票」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が子の法定代理人として行った「〇〇が平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで一時保護された際の指導経過記録票。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成29年4月21日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 審査請求人は、以下のウに示すとおり、必要な情報を知るべき理由がある旨を伝えており、処分者は事情を踏まえ情報を開示すべきである。

また、開示しないのであれば、なぜ審査請求人の伝えてある理由にかかわらず開示しないという決定をしたのか、より具体的詳細に根拠を示すべきである。

イ 開示された情報のほとんどが、面接調査日時、担当者、面接調査区分のみである。この程度の開示に何故2か月もの時間を要したのか理由を示してもらいたい。

ウ 審査請求人は、平成〇年〇月ごろ、児童相談所に一時保護されていた自身の子（以下「本児」という。）について、小学校から発育が悪いことを心配する書面を

受け取っていることを、児童相談所に伝え、対応するように求めている。

また、本児は、薬を一日2回、毎日服用している。これは、児童相談所に保護されていた期間に発生した平成〇年〇月〇日付けの二段ベッドからの転落事故に起因する〇〇による影響も否定できないと考えられる。

上記の経緯もあり、適切な治療を行う見地から、一時保護中の本児に対する〇〇検査がいつこの病院でなされているのか等について開示を求めているにもかかわらず、一切開示がなされていない。

児童相談所に保護されていた期間の本児に係る診療場所の情報は、児童相談所での一時保護が終了した現在、審査請求人が法定代理人として子の監護をすべき義務を果たす上で必要不可欠な情報であり、同情報は開示されるべきである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

非開示部分及び分類は別表のとおりであり、それぞれの非開示理由は、以下のとおりである。（別表において、条例16条6号については、AからEまでの5つの類型に分類している。）

(1) 6号Aと分類した部分について

非開示部分には、開示請求者とのやり取りの中での実施機関の担当職員の見解、児童相談所の所内協議の内容、東京都内部での連絡調整の内容等を記載している。これらの実施機関の評価、判断に関わる情報を開示した場合、開示請求者との間に誤解や認識の相違が生じ、今後の相談援助活動に支障が生じるおそれがある。

また、児童相談所では、児童や保護者等の抱える問題の性質や生活環境等について、様々な職種の職員が専門的知見に基づいて分析し、それらの情報を集約して最善の援助方針を検討した上で、相談援助活動を実施している。上記の非開示部分に記載された内容を明らかにすると、児童相談所の業務運営や相談内容についての評価・判断の過程や基準が明らかとなり、児童相談所の相談援助活動の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

さらに、このような情報を開示することが前提となると、児童相談所の職員が今

後、指導経過記録票を記載するに当たり、児童や保護者の意向等を考慮するあまり、記載内容が消極化、形骸化し、一貫性のある援助等を実施することが困難となるおそれがある。

したがって、上記非開示部分を開示することは、児童相談所における本児に関する相談援助活動及び今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

(2) 6号Bと分類した部分について

非開示部分には、児童相談所と関係者又は関係機関とのやり取りに関する情報が記載されている。

こうした情報が開示されるとなると、当該関係者又は関係機関からの信頼を損ない、児童相談所への情報提供に消極的になるなど、本児に関する相談援助活動又は今後の同種の相談援助活動において協力が得られなくなることも想定される。

したがって、児童相談所における相談援助活動及び今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

(3) 6号Cと分類した部分について

非開示部分には、本児に関する相談内容の類型が記載されている。

児童相談所が相談援助活動を実施するに当たっては、児童と信頼関係を構築しながら進めていくことが必要である。そのため、児童相談所が児童に説明を行う場合には、児童の心理に配慮しながら、適切と思われる表現を用いている。仮に上記非開示部分を開示請求者である児童に開示したとすると、本児が自身の状況に関して、事の重大さに動揺し、その結果、児童相談所に対する信頼が損なわれ、今後の相談援助活動の実施に影響が生じるおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

(4) 6号Dと分類した部分について

非開示部分には、一時保護の場所に関する情報を記載している。

一時保護の場所に関する情報については、これを開示したとすると、今後再び本児を一時保護する事態となった場合に、保護者が前回の一時保護場所に児童を連れ戻しに現れるなど、一時保護所における業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれが

ある。

したがって、児童相談所における相談援助活動及び今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

(5) 6号Eと分類した部分について

非開示部分には、児童相談所と本児とのやり取りに関する情報が記載されている。

児童相談所が児童に対して相談援助活動を実施するに当たっては、当該児童との信頼関係の構築が不可欠である。当該情報を法定代理人に開示することにより、本児からの信頼を損ない、本児が児童相談所へ相談を行うことに消極的になるおそれがある。

したがって、児童相談所における相談援助活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

(6) 2号と分類した部分について

非開示部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている。当該情報を開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例16条2号に該当する。

(7) 8号と分類した部分について

非開示部分には、本児の言動を含む本児に係る様々な情報が記載されている。当該情報を開示すると、本児の法定代理人が、法定代理人として行った本件開示請求により、本児の言動を含む本児に関する様々な情報を知ることとなり、未成年者の利益に反するおそれがある。

したがって、条例16条8号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
-------	---------

平成29年 9月 8日	諮問
平成30年10月 5日	実施機関から理由説明書收受
平成30年10月29日	新規概要説明（第191回第一部会）
平成30年11月21日	審議（第192回第一部会）

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求に係る保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 児童相談業務等について

（ア）児童相談所について

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）2条3項は、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と規定し、同法12条1項で都道府県が児童相談所を設置する義務を定め、同条2項において児童相談所の主たる業務を定めている。

また、東京都における児童相談所は、東京都児童相談所条例（昭和28年東京都条例第119号）1条に基づき設置され、東京都児童相談所処務規程（昭和32年東京都訓令甲第39号）に基づき、児童及びその保護者に対する相談援助活動を実施している。

（イ）一時保護について

法33条1項は、「児童相談所長は、必要があると認めるときは、第26条第1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。」とし、同条2項では、「都道府県知事は、必要があると認めるときは、第27条第1項又は第2項の措置…を採るに至るまで、児童の安全を迅

速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。」と定めている。

(ウ) 指導経過記録票について

児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号。以下「細則」という。）12条2項は、「法第27条第1項第2号の規定により指導を行う者は、指導している児童またはその保護者について、常にその指導経過を記録しておかなければならない。」と規定している。指導経過記録票は、当該規定に基づき、児童又はその保護者に関して作成する記録であり、当該事案への関与が長期化する場合や担当職員に変更があった場合にも、当該指導経過記録票を通じて一貫性のある援助等を実現するため、児童相談所が対象児童に関する相談を受けたときからの記録を記載するものである。

イ 本件非開示情報について

実施機関は、本件開示請求に係る対象保有個人情報として、指導経過記録票（受付番号〇〇）のうち、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの記録を特定し、別表に掲げる非開示部分がそれぞれ同表の非開示条項に該当するとして、当該各部分を非開示とする一部開示決定を行った。

審査会は、別表に掲げる非開示部分について、同表注記に掲げる本件非開示情報1から9までの区分により分類し、これらの非開示妥当性について判断する。

ウ 条例の定めについて

条例16条2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（第9号から第11号までに係る情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することに

より、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても当該情報を開示しなければならない旨規定している。

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

条例16条8号は、「未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合」について、「イ 開示することが当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められる情報」、「ロ 未成年者又は成年被後見人の法定代理人が二人以上いる場合であって、法定代理人の一人による開示請求がなされたときにおいて、開示することが他の法定代理人の利益に反すると認められる情報」を非開示情報として規定している。

エ 本件非開示情報1から9までの非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1は、本児に関する相談内容の類型に係る情報であることが確認された。

実施機関によると、児童相談所が児童に対して相談援助活動を実施するに当たっては、児童の心理状況に配慮しながら、適切と思われる表現を用いて説明を行っているとのことである。

このことを踏まえると、本件非開示情報1が開示され、本児の知るところとなると、本児が自身の状況に関して動揺し、その結果、児童相談所に対する信頼が損なわれ、今後の継続的な相談援助業務の遂行に支障が生じるおそれがあると認

められる。

したがって、本件非開示情報 1 は条例16条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報 2 及び 3 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 2 及び 3 は、本児を一時保護していた一時保護所の名称に係る情報であることが確認された。

児童の一時保護先の住所又は居所は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）12 条 3 項の規定により、児童の保護に支障を来すと認められるときなどには、明らかにしないとされている。

このことを踏まえると、本件非開示情報 2 及び 3 が開示され、審査請求人に一時保護所が判明することとなると、今後本児を一時保護する事態が発生した場合に、保護者が当該一時保護所に本児の連れ戻しを試みること等が想定され、児童相談所の一時保護に係る業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 2 及び 3 は条例16条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報 4、7 及び 8 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 4、7 及び 8 は、本児とのやり取りやそれに基づく実施機関職員の見解及び判断並びに児童相談所の所内協議及び連絡調整の内容等に係る情報であることが確認された。

指導経過記録票は、細則12条 2 項に基づき作成されている書類であり、児童及び保護者に対し一貫性のある援助等を実施するため、指導の経過や内容等について、率直かつ正確に記載することが求められるものである。

このことを踏まえると、本件非開示情報 4、7 及び 8 を開示することにより、今後、職員が児童や保護者の意向等を考慮して、正確な内容の記載を躊躇することが予測され、その結果、記載内容が形骸化し、一貫性のある援助等を実施することが困難となり、児童相談所の相談援助業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 4、7 及び 8 は条例 16 条 6 号に該当し、本件非開示情報 7 及び 8 についての同条 8 号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(エ) 本件非開示情報 5、6 及び 9 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 5、6 及び 9 は、実施機関が行った関係者及び関係機関への聞き取り等の調査の態様及び具体的内容、聞き取りを通じて把握した情報やそれに基づく実施機関の判断、見解等に係る情報であることが確認された。

これらの情報を開示することにより、他者に明らかにしないことを前提として聞き取りを行った情報が明らかとなり、その結果、関係者及び関係機関との信頼関係が損なわれ、児童相談所への情報提供に消極的になるなど、今後の情報入手等の連携・協力が円滑に行われず、児童相談所における相談援助業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 5、6 及び 9 は条例 16 条 6 号に該当し、本件非開示情報 6 についての同条 2 号該当性及び本件非開示情報 9 についての同条 8 号該当性をそれぞれ判断するまでもなく、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、浅田 登美子、神橋 一彦、塩入 みほも

別表 本件開示請求に対する決定及び本件非開示情報

項番	非開示部分		非開示条項	分類	本件 非開示 情報
1	平成○年○月○日 午後○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【詳細】欄	条例16条6号及び8号	6号B 8号	9
2	平成○年○月○日 午後○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
		【詳細】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
3	平成○年○月○日 午後○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
4	平成○年○月○日 午前○時	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
		【詳細】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
5	平成○年○月○日 午前○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条6号	6号B	5
		【詳細】欄	条例16条6号	6号B	5

6	平成○年○月○日 午後○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条6号	6号B	5
7	平成○年○月○日 午後○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条6号	6号B	5
		【詳細】欄	条例16条6号	6号B	5
8	平成○年○月○日 午後○時	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
		【詳細】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
9	平成○年○月○日 午後○時	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条6号	6号B	5
10	平成○年○月○日 午前○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
		【詳細】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
11	平成○年○月○日 午前○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条6号	6号B	5
		【詳細】欄	条例16条6号	6号B	5
12	平成○年○月○日 午前○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条6号	6号B	5

		【詳細】欄	条例16条6号及び8号	6号B 8号	9
13	平成○年○月○日 午後○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
		【詳細】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
14	平成○年○月○日 午後○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
		【詳細】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
15	平成○年○月○日 午後○時	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条6号	6号B	5
		【詳細】欄	条例16条6号	6号B	5
16	平成○年○月○日 午前○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条6号	6号B	5
17	平成○年○月○日 午前○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
		【詳細】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
18	平成○年○月○日 午後○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1

		【要旨】欄	条例16条6号	6号B	5
		【詳細】欄	条例16条6号	6号B	5
19	平成○年○月○日 午後○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条6号	6号B	5
		【詳細】欄	条例16条6号	6号B	5
20	平成○年○月○日 午後○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【詳細】欄	条例16条6号及び8号	6号B 8号	9
21	平成○年○月○日 午後○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
22	平成○年○月○日 午前○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条6号	6号B	5
		【詳細】欄	条例16条6号	6号B	5
23	平成○年○月○日 午後○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条6号	6号B	5
		【詳細】欄	条例16条6号	6号B	5
24	平成○年○月○日 午後○時	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
		【詳細】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6

25	平成○年○月○日 午後○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【詳細】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
26	平成○年○月○日 午後○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
27	平成○年○月○日 午後○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条6号	6号B	5
		【詳細】欄	条例16条6号	6号B	5
28	平成○年○月○日 午後○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
		【詳細】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
29	平成○年○月○日 午前○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条6号	6号B	5
		【詳細】欄	条例16条6号	6号B	5
30	平成○年○月○日 午前○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条6号	6号B	5
		【詳細】欄	条例16条6号	6号B	5
31	平成○年○月○日 午後○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条6号	6号B	5

		【詳細】欄	条例16条6号及び8号	6号B 8号	9
32	平成○年○月○日 午後○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条6号	6号B	5
		【詳細】欄	条例16条6号	6号B	5
33	平成○年○月○日 午前○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
		【詳細】欄の一部	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
34	平成○年○月○日 午前○時	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
		【詳細】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
35	平成○年○月○日 午前○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
		【詳細】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
36	平成○年○月○日 午前○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6

		【詳細】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
37	平成○年○月○日 午前○時	【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄の一部	条例16条6号	6号B 6号D	3
		【詳細】欄の一部	条例16条6号及び8号	6号A 8号	8
38	平成○年○月○日 午後○時○分	【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄の一部	条例16条6号	6号D	2
		【詳細】欄の一部	条例16条6号	6号D	2
39	平成○年○月○日 午後○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条6号	6号B	5
		【詳細】欄	条例16条6号	6号B	5
40	平成○年○月○日 午後○時○分	【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
41	平成○年○月○日 午前○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
		【詳細】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
42	平成○年○月○日 午前○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
		【詳細】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6

43	平成○年○月○日 午前○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
		【詳細】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
44	平成○年○月○日 午後○時	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条6号	6号B	5
		【詳細】欄	条例16条6号	6号B	5
45	平成○年○月○日 午後○時	【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄の一部	条例16条6号	6号D	2
		【詳細】欄の一部	条例16条6号及び8号	6号A 6号E 8号	7
46	平成○年○月○日 午後○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条6号	6号B	5
47	平成○年○月○日 午後○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条6号	6号B	5
		【詳細】欄	条例16条6号	6号B	5
48	平成○年○月○日 午後○時○分	【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【詳細】欄の一部	条例16条6号及び8号	6号A 6号E 8号	7
49	平成○年○月○日 午前○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条6号	6号B	5

		【詳細】欄	条例16条6号	6号B	5
50	平成○年○月○日 午前○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
51	平成○年○月○日 午前○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条6号	6号B	5
		【詳細】欄	条例16条6号	6号B	5
52	平成○年○月○日 午前○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号A	4
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条6号	6号A	4
		【詳細】欄	条例16条6号	6号A	4
53	平成○年○月○日 午前○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
		【詳細】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
54	平成○年○月○日 午後○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
		【詳細】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
55	平成○年○月○日 午後○時	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6

		【詳細】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
56	平成○年○月○日 午後○時○分	【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【詳細】欄の一部	条例16条6号及び8号	6号A 6号E 8号	7
57	平成○年○月○日 午後○時	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条6号	6号B	5
		【詳細】欄	条例16条6号	6号B	5
58	平成○年○月○日 午後○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
		【詳細】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
59	平成○年○月○日 午後○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
		【詳細】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
60	平成○年○月○日 午前○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
		【詳細】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6

61	平成○年○月○日 午後○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
		【詳細】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
62	平成○年○月○日 午後○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
63	平成○年○月○日 午前○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
		【詳細】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
64	平成○年○月○日 午後○時○分	【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【詳細】欄の一部	条例16条6号及び8号	6号A 8号	8
65	平成○年○月○日 午前○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
66	平成○年○月○日 午後○時	【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【詳細】欄の一部	条例16条6号	6号A	4
67	平成○年○月○日 午後○時○分	【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【詳細】欄の一部	条例16条6号	6号A	4
68	平成○年○月○日 午後○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1

		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
		【詳細】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
69	平成○年○月○日 午後○時○分	【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
		【詳細】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
70	平成○年○月○日 午前○時○分	【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【詳細】欄の一部	条例16条6号及び8号	6号A 8号	8
71	平成○年○月○日 午後○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
		【詳細】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
72	平成○年○月○日 午後○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【詳細】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
73	平成○年○月○日 午後○時○分	【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
		【詳細】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
74	平成○年○月○日 午前○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1

		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
		【詳細】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
75	平成○年○月○日 午前○時	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
		【詳細】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
76	平成○年○月○日 午後○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
		【詳細】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
77	平成○年○月○日 午後○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条6号	6号B	5
78	平成○年○月○日 午後○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
79	平成○年○月○日 午後○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
		【詳細】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6

80	平成○年○月○日 午前○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
		【詳細】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
81	平成○年○月○日 午後○時	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
		【詳細】欄	条例16条6号	6号A	4
82	平成○年○月○日 午後○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
		【詳細】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
83	平成○年○月○日 午後○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
84	平成○年○月○日 午後○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条6号	6号B	5
85	平成○年○月○日 午前○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6

86	平成○年○月○日 午前○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条6号	6号B	5
		【詳細】欄	条例16条6号	6号B	5
87	平成○年○月○日 午前○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条6号	6号B	5
		【詳細】欄	条例16条6号	6号B	5
88	平成○年○月○日 午前○時○分	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条6号	6号B	5
		【詳細】欄	条例16条6号	6号B	5
89	平成○年○月○日 午前○時	【面接調査人数】欄の一部	条例16条6号	6号B	5
		【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
		【詳細】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
90	平成○年○月○日 午前○時	【相談主訴】欄	条例16条6号	6号C	1
		【要旨】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6
		【詳細】欄	条例16条2号及び6号	2号 6号B	6

注記) 本件非開示情報1から9までの内容

本件非開示情報	理由説明書における非開示理由の分類
1	6号C
2	6号D
3	6号B、6号D
4	6号A

5	6号B
6	2号、6号B
7	6号A、6号E、8号
8	6号A、8号
9	6号B、8号